

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
奈良保育学院		昭和30年1月1日		多中 祥元		〒630-8121 奈良県奈良市三条宮前町3番6号 (電話) 0742-33-3622		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人白藤学園		昭和5年3月31日		綿谷 正之		〒630-8121 奈良県奈良市三条宮前町3番6号 (電話) 0742-33-3601		
目的	本学院は、児童福祉法施行令及び学校教育法の規定に基づく保育士及び幼稚園教員養成校である。学校法人白藤学園の教育方針「敬身・敬学・敬事」を基に、人格的・知的・情緒的に優れ、かつ実践力を備えた人材の養成を目的とする。実習先及び就職先との連携を密にとりて関係性を深め、開講科目の約70%を演習・実習科目とすることで実践的な学びを得る。また、隣接する付属幼稚園及び近隣の保育現場の雰囲気と直接触れる機会を多く設け、幼児教育や児童福祉関係に必要な専門的知識や技能の習得を目指す。							
分野	課程名		学科名		専門士		高度専門士	
教育・社会福祉	教育保育専門課程		保育科		平成7年11月30日			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	1700	465	1350	445	0	45	
		単位時間						
生徒総定員		生徒実員		専任教員数		兼任教員数		総教員数
100人		113人		8人		15人		23人
学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～3月31日 ※学院長が必要と認めたときには、当該学期以外に授業を行うことがある。			成績評価				
長期休み	■学年始：4月1日 ■夏季：7月21日～8月20日 ■冬季：12月21日～1月7日 ■学年末：3月21日～3月31日 ※学院長が必要と認めたときには、休業日に授業または実習を行うことがある。			卒業・進級条件				
生徒指導	■クラス担任制： 有 ■長期欠席者への指導等の対応 個人面談や保護者を含む三者面談など、学生の状況に応じて対応する。			課外活動				
就職等の状況	■主な就職先、業界等 幼稚園、保育所、福祉施設等 ■就職率※1： 100 % ■卒業者に占める就職者の割合※2： 96 % ■その他 (平成26年度卒業者に関する平成27年5月1日 時点の情報)			主な資格・検定等				
				幼稚園教諭二種免許状 保育士資格 ピアヘルパー資格				

中途退学 の現状	■中途退学者	3 名	■中退率	2.5 %
	平成27年4月1日 在学者	110 名	(平成27年4月1日 入学者を含む)	
	平成28年3月31日 在学者	107 名	(平成28年3月31日 卒業者を含む)	
	■中途退学の主な理由	経済的理由、健康上の理由		
ホームページ	■中退防止のための取組	クラス担任による個別面談や三者面談等での状況の把握。日本学生支援機構における奨学金制度の採用や学費分納制度等の経済的支援。		
	URL:	http://www.shirafuji.ac.jp/gakuin/		

※1「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」の定義による。

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものとする。

②「就職率」における「就職者」とは、正規の職員(1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいう。

③「就職率」における「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含まない。

(「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等としている。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除いている。)

※2「学校基本調査」の定義による。

全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいう。

「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしない(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う。)

1. 教育課程の編成

(1) 教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成については、教員養成機関指定基準及び指定保育士養成施設の運営基準に定められた規定に基づいて実施する。平成26年度より、実習先及び就職先等の役員、その他必要な委員等により構成された教育課程編成委員会を設置し、学外委員と連携して教育課程の編成にあたっている。教育課程編成委員会は、学内教員により構成された教育課程検討委員会と連携して審議するとともに、その他、学内教員で構成された実習検討委員会及び就職検討委員会とも連携し、必要に応じて討議を実施する。

学内における各委員会の主な検討事項は、次の通りである。

①教育課程検討委員会：卒業及び免許資格取得に必要な開講科目及び開講時期、シラバスに記載された内容と開講科目との関連性、時間割の編成、前後期試験に関する事項、授業評価アンケートに関する事項、その他教育課程の編成に関する事項について。

②実習検討委員会：教育実習・保育実習・施設実習等の学外実習に関する事項（実習先の選定、配属先の決定、実習記録・評価表について、教員による実習先訪問にて得られた報告事項や要望について、学生との個別面談にて得られた事項等）、実習関連科目の授業内容や方法の改善、その他実習に関する事項について。

③就職検討委員会：学生の就職に関する事項（就職先に関する情報収集、学生への情報提供、進路ガイダンスの実施、個別面談による学生の就職希望及び活動状況の把握、就職指導等）、卒業生の全就職先訪問を実施して得られた事項、その他就職に関する事項について。

教育課程編成委員会は、上記の学内における各委員会と連携し、必要に応じて相互に情報交換を行いながら、関連科目の内容及び開講時期、年間行事の内容及び実施時期、シラバス、時間割等、教育課程の編成に関して審議する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置づけ

教育課程編成委員会は、保育・教育等関係業界・学術機関・実務に関する関係施設より選任された学外関係者を中心として構成されており、就職先及び連携する実習先との関わりを視野に入れ、学内の委員会とも連携しながら、授業科目及び教育課程編成に関する事項について検討する。本学院は保育士及び幼稚園教員の養成を行う単科の小規模校であり、教育課程、学外実習、進路指導等の相互関連性を考慮した運営に注力している。運営に際し、学内教員により構成された教育課程検討委員会・実習検討委員会・就職検討委員会において、それぞれの当該事項に関して検討及び審議する。必要に応じて委員会相互に情報を共有し、検討する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成28年11月1日現在

名 前	所 属
西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長
豊田 弘司	奈良教育大学 副学長・教授
松村 喜子	極楽坊保育園 園長
下清水 広	奈良保育学院 教頭
木戸 貴弘	奈良保育学院 教員 教務
吉野 さやか	奈良保育学院 教員 教務

(4) 開催日時

【平成27年度】

第1回 平成27年 6月20日（土） 16:06～17:20

第2回 平成28年 2月13日（土） 16:00～18:30

【平成28年度】

第1回 平成28年 6月18日（土） 16:00～17:40

第2回 平成29年 2月18日（土） 16:00～17:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

【平成27年度】

①第1回教育課程編成委員会にて、授業評価アンケートに関する意見が学外委員より提示された。学生による評価とともに教員による評価も実施してはどうかとの意見であった。教育課程検討委員会にて目的・内容・実施時期について審議した結果、小規模校としての学校の特色のひとつとして、また、学生による授業評価と教員による自身の評価の両面をとらえて比較することで授業改善へと活かすため、実施することで合意した。実施時期は、後期授業終了時として、学生による授業評価アンケートとともに実施する。

②第1回教育課程編成委員にて、学外講師による講習会の内容についての意見が学外委員より提示された。近年の新人の様子を見ていると、TPOをわきまえた言葉遣いや社会人としてのマナーなどを在学中に身につけることの必要性を強く感じているとの意見であった。提示された意見を元に、教育課程検討委員会にて講習会内容を再検討した。審議の結果、平成27年度の講習会のひとつとして、「マナー研修」を実施することを決定した。講師については、学外委員より候補者の推薦を受け、教育課程検討委員会にて再度検討・決定し、派遣を依頼した。

【平成28年度】

①第1回教育課程編成委員会にて、授業に関する教師による評価方法について意見が提示された。教員が自身の授業を評価することは、授業の見直しにつながり、学生の反応によって、教員の努力に成果が伴う経験を積み重ねることができるとの意見であった。また、実施内容については、教員のやる気を高めることが授業改善に直結するとの考えを踏まえた方がいいとの意見も示された。内容や方法等については、学外委員の意見を踏まえた上で、検討していく。

②第1回教育課程編成委員会にて、講習会の内容についての意見が提示された。DVに関する講習について、さまざまな問題を抱えた学生がおり、扱う内容や対応方法を考える必要があるとの意見であった。また、その他にも学生の実践力を養成できるような内容にしてはどうかとの意見が示され、今後、教育課程検討委員会にて検討していくこととなった。

③第2回教育課程編成委員会にて、講習会の内容について意見が提示された。守秘義務やSNSの利用に関するものは実施しないのかとの意見であった。今後、学生の意識改革のためにも検討してほしいとの要望が示された。守秘義務やSNSの利用方法については、実習指導の時間やオリエンテーション等の時間を活用し、指導をしているが、今後講習会においても取り入れるかを教育課程検討委員会で検討していく。

2. 主な実習・演習等

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

教育実習、保育実習、施設実習による各学外実習を通して、幼稚園、保育所、各施設の機能及び社会的役割、幼児教育者や施設職員の仕事内容を理解するとともに、学習した理論と方法を現場に適用し、要求される専門的技術の習得を目指す。各実習先は、事前訪問または実習先懇談会を通して、実習生の受け入れ体制・立地・生活環境等、園や施設の特徴を把握して、実習目的を達成できると判断された園を選定する。さらに、実習生の通学経路を考慮して、各実習先を決定する。実習先とは実習前後を含めて密に連携をとり、実習先が就職先となり得ることや、実習の場が就職採用試験の場ともなることも念頭に、就職も視野に入れた学生指導を実施する。また、実習先においては、将来の保育・教育者の育成に向けて実践的な学びを教授してもらうとともに、若手職員が切磋琢磨する機会としても活用していただく。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

実習先の事前訪問もしくは実習先園・施設懇談会を通して、園及び施設の特徴(実習生の受入れ体制、宿泊の可否、立地等)を把握した上で、全学生の実習先を検討する。決定後は、実習開始5～6週間前に教員が各実習先を訪問し、当該実習生の様子を伝えることで、円滑な実習が行えるようにする。

実習中は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、実習中に身に付けるべき技術と能力の獲得を目指し、各実習先の方針及び実習担当者の指導の元で実習を行う。また、教員が各実習先を訪問し、実習生に対する園・施設からの指導及び助言を聞くとともに、実習生の実習への取り組み状況や設定保育等を見た上で、実習生への指導及び助言を行う。実習先からの問題提示や検討事項については、実習検討委員会及び年度末総括会議にて検討し、以降の実習運営に活用する。

学生に対しては、実習事前指導科目にて、実習に際し心得ておかなければならない事項について指導を行うとともに、実習の意義及び目的についての共通認識を得る。実習開始3～4週間前に、学生がそれぞれ実習先を訪問し、事前のオリエンテーションを実施する。また、実習前の授業や個別指導を通して、実習先への具体的な理解が得られるように認識を深めるとともに、実習に際しての注意事項(個人情報や守秘義務に関する取扱い、人権に関すること)も学び、スムーズに実習の導入ができるよう指導を行う。その他、近隣の保育園及び付属幼稚園にて体験実習を実施するとともに、子育て支援センターなどの地域の施設にてボランティアや部分実習を行うことで、実習に向けてより実践的な内容に取り組む。実習後には、関連科目および個別指導にて、保育・教育者としての知識や技術の習得度、今後の課題等について、実習先の評価や意見等も踏まえた指導を行う。

評価については、各実習先から提出される評価表(「人物・人柄」、「態度・服装」、「研究意欲」、「記録・文章」、「指導技術」等)に関する各項目への五段階評価及び総合評価)に基づき実施する。

(3) 具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
教育実習B	幼稚園における160時間(原則として、前期・後期各80時間)の学外実習。幼稚園の全体的理解、幼児の理解、教諭の職務内容や役割を理解するため、教諭の助手の立場として実習を行い、要求される専門技術及び幼稚園教諭としての資質及び価値観を習得する。	奈良保育学院附属幼稚園、いさがわ幼稚園、愛染幼稚園、天理市立前栽幼稚園、天理幼稚園他、13園 (総数:18園)
保育所実習	保育所における80時間の学外実習。保育所の全体的理解、乳幼児の理解、保育士の職務内容及び役割についての理解する。学習した理論と方法を現場に適用することで自身の力量を把握し、要求される専門技術と、保育士としての資質及び価値観を習得する。	佐保山保育園、こまどり保育園、天理市立中央保育所、奈良市立三笠保育園、大典保育園他、18園 (総数:23園)
施設実習	児童養護施設における80時間の学外実習。児童養護施設における社会的役割と機能の理解、児童・保護者の理解、施設職員の職務内容や役割の理解等、施設職員として業務を行うことを念頭に、児童の生活を体験的に理解する。また、専門技術、資質、価値観を習得する。	平安養育院、平安徳義会養護園、大和育成園、天理養徳院、六地学園他、11施設 (総数:16施設)
保育実習Ⅲ	障害児入所施設、障害者支援施設、児童発達支援センター等における80時間の学外実習。障がい児・者施設における地域での役割と機能の理解、児童及び保護者の理解、施設職員としての職務内容や役割の理解等、施設職員として業務を行うことを念頭に、障がいを抱える人の生活を体験的に理解する。また、専門技術、資質、価値観を習得する。	心境荘苑、きづな苑、そよかぜ、愛の集い学園、いちれつ学園他、6施設 (総数:11施設)

3. 教員の研修等

(1) 教員の研修等の基本方針

自己研修として、保育・教育・福祉などの関係分野における研修会や、各教員の専門分野に関する学外の研究会及び研究大会などへの積極的な参加、隔年発行の『奈良保育学院研究紀要』への執筆を推奨し、各教員の資質向上に努める。また、若手教員の教育力向上と中堅教員の切磋琢磨、及び教育現場における実情と課題の把握を目的として、教員研修を実施する。講師及びテーマは毎回異なるものとし、開催頻度は年5回程度、各回90分程度を目安として実施する。自己研修及び教員研修会、その他、各教員による自己評価結果に基づく年3回の管理職面談を通して、各教員の授業力・学生指導力・校務執行力等の向上を目指し、自己研鑽につなげるとともに、円滑な校務の遂行及びよい学生指導に役立てる。

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

【平成27年度】

①7月23日 岡田 悟(大和育成園園長・近畿児童養護施設協議会副会長)

「社会的養護の実情と保育養成校との連携について」

児童養護施設の概要、県における施設の現状、実際の支援の流れと子どもとの関わりに関する内容について、また、実習生に求める基本姿勢や実習前の必要事項、人材育成における加地あなどに関する内容についての研修を実施した。学生の实習先・就職先となっている児童養護施設の実情を知ること、事前指導の在り方についての共通認識を得ることともに、見解を深めることができた。

②12月12日 谷口 偉(妻財時幼稚園園長)

「今、私立幼稚園に求められていること」

②指導力の修得・向上のための研修等

【平成27年度】

①7月23日 外村 かよ(花吉野えんめい保育園園長)

「一人一人輝く保育士・環境を目指して」

新任保育士を迎えるにあたって現場で求められる力、新任保育士によるトラブルに関する事例の紹介、保育士養成校に求められる人物像や保育の心得などに関する内容についての研修を実施した。職場での職員同士のトラブルや保護者からのクレーム対応など、実施の事例に触れることができたため、実習及び進路指導時に活用できるような事柄を得るとともに、指導の在り方について理解を深めることができた。

②8月21日 田中 佳子(奈良市嘱託職員・特別支援教育士)

「発達障害の理解と支援ー早期支援から見ること」

発達障害の概要(定義、障害の特性、行動特徴)、早期支援を実施することの重要性、自立支援と学校でできる具体的な取り組みに関する内容についての研修を実施した。実際の事例を元に研修が進められたため、実習に際しての注意事項や就職後の対応についての示唆を得ることができ、実習事前指導に活かすべく、認識を新たにした。

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

【平成28年度】

①7月8日 石坂 康倫(東洋大学北京中学高等学校 校長)

「定員割れの学校をいかにして変貌させ生徒募集を劇的に改善したのか～これまでの私の学校改革の経験と現任校の学校改革について～」

②10月13日 島田 妙子(児童虐待防止機構 理事長)

「大人が元気で子どもも元気～人にも自分にもあたらない社会を目指して～」

③1月16日 宮崎 賢哉(防災教育普及協会 事務局長)

「防災教育」

②指導力の修得・向上のための研修等

【平成28年度】

①5月26日 竹本 恵子(橿原市健康部 副部長)

「今、求められている就学前の保育・教育について」

②6月29日 塩野 守(明日香園 施設長)

「障害者施設の現状と課題」

③1月23日 森崎 和代(女性ライフサイクル研究所Felian)

「対人コミュニケーション」

4. 学校関係者評価

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価の基本方針については、学則第1章第4条に定めている通り、「教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及びその他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表し、「自己評価結果を踏まえ、本学院の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育研究活動等に活用するとともに公表する」としている。平成26年度に設置した学校関係者評価委員会にて、学内教員により実施した自己評価結果を審議し、就職実績の多い関連施設による有識者や保護者、卒業生等、幅広い視点から学校評価を実施する。審議により得られた学校評価結果については、教育活動及び学校運営の改善に活用するとともに、ホームページ等を通じて公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)教育成果
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生の募集と受け入れ
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	記載なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者関係者評価結果の活用状況

【平成27年度】

①第1回学校関係者委員会において、個人情報保護に関する意見が学外委員より提示された。昨今、守秘義務に関する学生の認識の甘さが見受けられるため、個人情報の保護に関して再度徹底させてほしいとの意見であった。それを踏まえ、平成27年度の学生便覧には、実習中の心得として、ソーシャルネットワーキングサイト(SNS)への書き込みも含め、実習先の内情や秘密を外部に漏らさない旨の注意事項及び後期開講時に実施する学生対象のオリエンテーションで再度確認を行い、さらに、実習事前指導における授業内での指導もより一層強化させた。

②第1回学校関係者評価委員会において、国語力の育成に関する意見が学外委員より提示された。特に、近年では実習生に限らず新人職員も、必要事項を、メモを取らずに携帯電話端末等に画像として保存する傾向があるとの懸念が提示された。学内でも学生向けの提示資料を、画像として保存する姿が見受けられることも事実であることを踏まえ、授業内容をまとめたノートの作成及び提出を実施するなど、本学院では自らの手を動かして文字や文章を書く作業を積極的に推奨していることを再確認した。また、作文課題や漢字課題の実施についての見直しや、実習事前事後指導関連科目における実習記録の書き方について指導を強化するとともに、国語科目担当教員との連携をより強めていくこととした。

③第1回学校関係者評価委員会において、系列高校からの入学者に関する意見が学外委員より提示された。近年の入学者数は数名(昨年度は1名)であることから、入学者数獲得に向けた連携を強化することで方針を固めた。それを踏まえ、系列高校と本学院との連絡会を複数回開催(平成26年度までは年度末に1回のみ実施していたが、平成27年度は前期に1回、入試前に1回、学年末に1回、合計3回程度実施予定)、系列高校を対象とした体験授業の実施、オープンキャンパスへの積極的な参加の呼びかけを実施した。その結果、平成27年11月現在で、入学志願者数が8名となり、増加傾向にある。今後も、学園で丸となって人材育成に取り組むべく、より一層尽力していく。

【平成28年度】

①第1回学校関係者委員会にて、人事考課に関する意見が学外委員より提示された。人事考課の実施方法を聞きたいとのことであった。学院では、平成26年度より、各教員が立てる自己目標に対する自己評価と管理職評価を合わせて行っているとの説明がなされ、学外委員から人を人が評価することの難しさが示され、今後の参考にしたいとの考えが示された。

②第1回学校関係者委員会にて、卒業生との交流に関する意見が学外委員より提示された。進路検討時期や実習前などに卒業生からの話を聞くことは、保育職に対するイメージやギャップを埋めることに有効であるため、今後も継続してほしいとの意見であった。学院の考えとして、実習は学生にとって最初に出会う現場であるため、その前に機会を設定することを再度確認した。

③第1回学校関係者委員会にて、授業における取組に関する意見が学外委員より提示された。問題解決能力を身に付けられるような授業展開で、学生でいるうちに考える力を身に付けさせてほしいとの意見であった。学院では、開講科目のうち、70%以上を実習・演習科目として設定しており、学生が自ら考える取り組みを心がけており、情報化社会の中で、いかに自分で考えるかが課題であり、今後も工夫をしていきたいと考えていることを確認した。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成28年11月1日現在

名 前	所 属
西山 明彦	いさがわ幼稚園 園長
松村 喜子	極楽坊保育園 園長
大原 敏敬	奈良県私学専修学校連合会 副会長

木本 悦子	奈良保育学院保護者（PTA会長）
米田 久美子	奈良保育学院第19期卒業生、香芝市幼稚園元園長

(学校関係者評価結果の公表方法)

ホームページ(URL: <http://www.shirafuji.ac.jp/gakuin>)

5. 情報提供

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の学校関係者に対する情報提供の一環として、学校関係者評価委員会にて自己評価結果報告書を提示するとともに、校内の施設及び学生の生活状況・授業や行事の様子を広く公開・提示している。実際に見聞きしてもらうことを通して、様々な視点から本学を捉え、認識をさらに深めてもらうことを目的とし、審議を行う。また、学内委員による教育課程検討委員会・就職検討委員会・実習検討委員会の各委員会での検討内容も、情報のひとつとして共有するとともに、カリキュラム、履修方法及び単位認定に関することで、授業実施計画や授業改善方策に関する情報提供も行う。その他関係者及び地域に向けた情報提供として、ホームページを利用した幅広い情報(教育理念・方針、学校案内パンフレットの配布、各種進学情報誌への学校情報の掲載など)を実施している。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目と対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的・人材育成像
(2) 各学科等の教育	教育方針、教育理念
(3) 教職員	教員の研究活動
(4) キャリア教育・実践的職業教育	教育成果、実践主義
(5) 様々な教育活動・教育環境	教育活動、教育環境
(6) 学生の生活支援	学生支援
(7) 学生納付金・就学支援	学生募集と受入れ
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	学校関係者評価、自己評価
(10) 国際連携の状況	項目設定なし
(11) その他	項目設定なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(情報提供の方法)

ホームページ(URL: <http://www.shirafuji.ac.jp/gakuin>)

授業科目等の概要

(教育保育専門課程保育科) 平成27年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			日本国憲法	実際の事件を手がかりとして、日本国憲法の基本的な考え方を理解することを目的としている。一方的な講義だけではなく、担当教員と受講生間での質問と回答、議論を通じた対話的な形式で進める。	1前	30	2	○			○			○	
○			情報処理法	現代におけるパーソナルコンピュータの基本操作と基礎知識。実務での使用を目的としたofficeアプリの操作方法をベースに情報におけるマナー、コンプライアンスのルールについて学ぶ。	1通	60	2		○		○			○	
○			英語コミュニケーションⅠ	保育に関わる学生が実際の保育現場で予想される場面に適応した英語コミュニケーションの基礎的能力を養うことに重点を置く。適宜プリントを配布し、英語運用能力養成のトレーニングを行う。	1前	30	1		○		○			○	
○			英語コミュニケーションⅡ	保育に関わる学生が実際の保育現場で予想される場面に適応した英語コミュニケーションの基礎的能力を養うことに重点を置く。適宜プリントを配布し、英語運用能力養成のトレーニングを行う。	1後	30	1		○		○			○	

○			体育Ⅰ	子どもの身体の発育や身体運動の発達を理解するとともに「体育遊び」の基礎的な理解と指導援助法を身につける。また、学んだことを自分自身の健康保持・増進に生かせる能力を養うことを目的とする。	1 前	15	1	○			○		○		
○			体育Ⅱ	多数の種目を経験することにより、運動の基礎技能習得と各運動種目の特性・ルールを理解し指導法を学ぶ。また、レクリエーションとして、現場で必要となるコミュニケーション技法やレクリエーションワークの技法を身につけることを目的とする。	1 通	45	1				○	○		○	
	○		国語	自己PR・小論文・実習日誌など、実践的、実用的な文章表現の養成をする。敬語の使い方をおさえ、あわせて漢字の読み書き、ビジネス文章、礼状、報告文の書き方、文章構成など、総合的な文章表現力を養成する。	1 通	30	1			○		○			○
○			音楽Ⅰ	保育の実践で必要とされる音楽に関する基礎的な知識を身に付け、子どもの表現活動を援助するための知識や技能を習得する。特に楽譜については、読める、歌える（弾ける）、書けるようになることを目的とする。	1 前	30	1			○		○			○
	○		音楽Ⅱ	無理のない自然な発声法及び呼吸法を学習する。ソルフェージュ教材を用いて音程等、音楽の基礎を学び読譜力と歌唱力を養う。保育実践で用いられる童謡や子どもの歌に接し、歌唱法・音楽表現を学習する。	1 前	30	1			○		○			○
○			器楽Ⅰ	保育実践の場で求められる鍵盤楽器奏法や歌唱指導に関する基礎的な力を、ピアノ奏や幼児歌曲の弾き歌いの演習を通して習得する。ピアノの基本奏法は教則本を主な教材として用い習得する。	1 前	30	1			○		○			○

	○		器楽Ⅱ	器楽Ⅰで学び得たことを基礎として、保育実践の場で求められる鍵盤楽器奏法や歌唱指導に関する基礎的な力を、ピアノ奏や幼児歌曲の弾き歌いの演習を通して習得する。ピアノの基本奏法は教則本を主な教材として用い習得する。	1 後	30	1		○	○	○								
	○		器楽Ⅲ	器楽Ⅱで学び得たことを基礎として、より高度な演奏技術や指導法を習得する。保育実践の場で求められる鍵盤楽器奏法や歌唱指導に関する基礎的な力を、ピアノ奏や幼児歌曲の弾き歌いの演習を通して習得する。ピアノの基本奏法は教則本を主な教材として用い習得する。	2 前	30	1		○	○	○								
	○		器楽Ⅳ	器楽Ⅲで学び得たことを基礎として、より高度な演奏技術や指導法を習得する。保育実践の場で求められる鍵盤楽器奏法や歌唱指導に関する基礎的な力を、ピアノ奏や幼児歌曲の弾き歌いの演習を通して習得する。ピアノの基本奏法は教則本を主な教材として用い習得する。	2 後	30	1		○	○	○								
	○		図画工作Ⅰ	保育の実践的展開を支える基礎技能を習得することを目的とする。造形活動の発達段階、表現形態、表現領域の理解、教材・教具の取り扱い方の習得、保育場面における対象児の活動に則した援助力を演習形式で身につける。	1 前	30	1		○	○	○								
	○		図画工作Ⅱ	幼児の行う造形的な活動における発達の姿を十分に理解し、描き方や作り方をただ覚えさせるだけではなく、指導者自らが表現する人になれるよう訓練する。	1 後	30	1		○	○	○								
	○		絵画製作	幼児の「造形活動」の理解に必要な基礎的な知識を習得させるとともに、その指導に必要な実技について演習することを目的とする。様々な教材や形態及び構成、色彩などに慣れる。	2 後	30	1		○	○	○								

○		幼児体育Ⅰ	乳幼児期は、多様な運動が可能になり、心身の発達が顕著な時期である。発達段階や運動機能をふまえ、保育実践に活用できる運動遊びについて学ぶ。運動遊びで利用する用具や遊具の特性を理解し、運動遊びの指導上の留意点について理解する。	2 前	30	1		○		○		○					
	○	幼児体育Ⅱ	幼児体育Ⅰで学習したことを基に、多様な運動遊びの方法や実践について系統的・体験的に学習し、保育実践に生かせるよう検討し実践する。また、実践を通して運動遊びの実施方法と留意点について討議を行う。	2 後	30	1		○		○		○					
○		保育職概論	保育者の意義及び役割・職務内容等に関する知識・理解を深める。保育者に対する自らの適性を考察するとともに、自分を振り返りながら保育者への意欲や自覚を養う。	1 後	30	2	○			○		○					
○		保育原理	保育の意義や理念をはじめ、内容や方法、形態、制度など様々な角度から学習する。さらに保育の思想と歴史的変遷や現代的課題についても理解を深める。	1 前	30	2	○			○		○					
○		教育原理	近代以降における日本の教育の歴史を事例に、将来教育活動に従事する際に必要となる「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」について基礎的な知識を身につける。学校教育の現状に着目しながら、戦前・戦後の教育制度・政策・思想の展開過程について、その特徴を考察する。	1 前	30	2	○			○						○	
○		児童家庭福祉	児童という存在を理解し、その特有のニーズを理解する。児童の福祉は、保護者、保育士、教諭、地域社会に委ねられることが多い。そのため単に児童のことだけに興味を持つのではなく、児童周辺に対する関心を高められるように、理解を深める。	2 後	30	2	○			○		○					

○		社会福祉	社会福祉は他の学問領域と同様に、歴史的必然性を持って誕生してきた独自の学問領域である。社会福祉の成り立ちについて、歴史的な裏付けの上に現代の社会福祉に求められている変化を考察し、理解していく。	1 前	30	2	○			○		○		
○		相談援助	社会福祉との関連を加味しながら、相談援助技術独自の発達過程を理解する。また、人間の尊厳を理解し、児童が「その子らしく生きる」ということを実現するために保育士として、どのような技術を活用していけばよいのか考察を深める。	1 後	30	1		○		○		○		
○		社会的養護	児童養護の意義を理解する。現代社会において要養護児童はなぜ増加しているのかを考察し、それに対していかなる社会的援助が求められているのかを考察する。	1 前	30	2	○			○		○		
○		教育心理学	学問としての心理学について知り、保育・教育場面で役立つ心理学の理論を学ぶ。特に、性格・知能・記憶・学習の理論と手法について学び、子どもを理解し、支援・指導するための土台作りをする。	1 前	30	2	○			○		○		
○		保育の心理学 Ⅰ	保育における心理学や発達について、生涯発達の視点から捉えていく。人間の一生を、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期に区分し、各段階における発達の特徴、身体運動発達、知的発達、情緒的発達、社会的発達、人格的発達について理解する。	1 後	30	2	○			○		○		
○		保育の心理学 Ⅱ（幼児理解）	保育場面で関わる子ども理解のための、知識と理論の習得を目指す。誕生から死までの一生の生涯の流れを踏まえた子どもの発達状況や特性を把握し、ひとりひとりに合った保育と支援のあり方を目指すための方法を知る。	1 前	30	1		○		○		○		

○			子どもの保健 Ⅰ	将来子どもの保育や教育に関わる者として、子どもの成長・発達や健康を保つ上で必要となる知識を習得し、保育における保健の重要性を理解する。	1 通	60	4	○			○			○
○			子どもの保健 Ⅱ	子どもの保育や教育に関わる専門家として、子どもの健康状態を観察し、判断、適切な対応をとるために必要な基礎知識や具体的な支援方法を習得する。	2 前	30	1		○		○			○
○			子どもの食と 栄養	子どもの成長・発達をふまえて、「食・栄養」に関わる知識と技術の向上を図る。特に実践的な内容を中心に学ぶことで、子どもの食と栄養に関する総合的な理解を図り、実践力を養うことを目的とする。	2 通	60	2		○		○			○
○			家庭支援論	幼児・児童の抱える不登校・非行問題や虐待など親側の問題の多くは、家庭・家族システムの機能不全からくると考えられる。社会状況が複雑になりつつある中で、「家庭とは何か」「家庭への支援体制」などを学習する。	2 前	30	2	○			○		○	
○			教育課程総論	幼児は生活の中で様々なものと出会い、学び、成長していく。そこに寄り添いながら、保育者は、見通しをたてた保育計画をたてることが必要とされる。入園から修了までの保育の課程を、いくつかのモデルを参照しながら具体的に知り、学ぶ。	2 前	30	2	○			○		○	
○			保育計画論	保育者は、保育の計画の意義と必要性を十分理解し、保育実践の指針となる保育課程および指導計画を立案することが求められる。子どもの発達過程をふまえたモデルを参照しながら、具体的な計画の作成－実践－省察－評価－改善といった一連の過程を理解することを目的とする。	1 前	30	2	○			○		○	

[illegible]

○			表現Ⅱリズム (保育内容)	本講ではリズムカルな子どもの身近な遊びや動きから表現活動へと演習内容を展開し、その過程で保育者として必要な資質を高めることを目的とする。また、表現する楽しさを他の人へ伝えることや動くこと・踊ることが、子どもの心や体の発達に何故必要なのかを考え構成する力を養っていく。	2 前	30	1		○	○		○						
○			表現Ⅲ造形 (保育内容)	子どもの自発的・主体的な表現活動を支える環境設定及び援助の能力を身につけることを目的とする。造形表現を中心に指導案の立案、指導、評価・改善などについて演習する。	2 前	30	1		○	○		○						
○			表現Ⅳ総合 (保育内容) A	保育者にとって重要な資質の一つである、表現コミュニケーションの向上を目指すと共に、表現活動に係る教材等の活用及び作成と、保育環境構成及び具体的展開のための技術を習得する。	1 後	30	1		○	○		○						
○			表現Ⅳ総合 (保育内容) B	領域（表現）のねらいや内容をふまえ、“子どものための表現作品”を創作し、その意味をとらえる力を養う。最終的には、作品を舞台発表し、鑑賞者として多くの子どもを迎え、子ども達と共に表現活動の感動を実感する。	2 後	30	1		○	○		○						
○			乳児保育	乳幼児は人間の成長発達の過程における基礎であり、将来に大きく影響していく時期である。乳児との生活を作り上げていく保育士として、乳児一人ひとりを大切にし、心身の健全な成長に必要な知識と技術を身につけることを目的とする。	1 通	60	2		○	○		○						
○			障がい児保育	障がい児保育は、育み合い共に育つという理念のもとで、個々の子どもの発達を援助する教育方法である。そのために、保育する側の「人」に対する見方、「障がい」についての基本的理解、指導や援助の方法だけでなく、家族、地域、関係機関との連携と支援のつながりの必要性を学ぶ。	2 通	60	2		○	○		○						

○			社会的養護内容	施設養護に場を限定して、施設と保育士、施設と児童、児童と保育士という関係の中から、児童にとって望ましい環境を提供するために、どのような点に注意すべきかを考察する。	1 後	30	1		○	○	○						
○			保育相談支援	社会福祉との関連を加味しながら、保育相談支援技術独自の発達過程を理解し、保育所や幼稚園で求められている保育相談支援技術について理解する。人間の尊厳を理解し、児童が「その子らしく生きる」ということを実現するために保育者としてどのような技術を活用していけばよいのか考察を深める。	2 前	30	1		○	○	○						
○			保育方法及び技術	保育者は乳幼児にふさわしい教育保育を実践する専門職である。専門職としての教育保育の方法と技術について学び、基礎学力を身につける。また、実践に結びつくあそびを模擬保育等で展開し、技術を身につける。	2 後	30	2	○		○	○						
○			カウンセリング概論	保育相談・教育相談に関わるカウンセリングの理論について学ぶ。カウンセリングの基本的技能を知ること、保育・教育現場における支援に必要な知識を身につける。	2 後	30	1		○	○	○						
○			保育・教職実践演習	「明日からでも使える教育・保育実践」をテーマに演習を展開する。中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(2006)に基づき、講義だけではなく、教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討議、実技指導のほか、事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れる。	2 後	60	2		○	○	○						
○			教育実習 A	幼稚園教育実習を行うに当たり、心得をおかねばならない事柄を演習形式で進めていく。一つ目として 教育実習の意義と目的を理解し 実習に必要な基礎的知識と技術の習得をはかる。二つ目として、設定保育の準備、指導案作成、保育実践、記録等を行い、保育内容を展開するための具体的方法を学ぶ。	2 通	45	1			○	○		○	○			

○			教育実習Ⅱ	前期・後期各80時間の幼稚園実習。幼稚園に対する全体の理解、幼児の理解、教諭の職務内容の理解等、教諭の助手の立場で参加し、教諭の役割や園児の生活を体験的に理解する。	2通	160	4			○		○	○		○
○			保育所実習	保育所における80時間の学外実習。園に対する全体理解、乳幼児の理解、保育士の職務内容の理解など、保育士の助手の立場で参加し、保育士の役割や入園児の生活を体験的に理解する。	1後	80	2			○		○	○		○
○			施設実習	児童養護施設における80時間の学外実習。施設に対する全体理解、乳幼児・児童の理解、保育士の職務内容の理解など、保育士の助手の立場で参加し、保育士の役割や入所児の生活を体験的に理解する。	1後	80	2			○		○	○		○
○			保育実習指導Ⅰ	保育実習及び児童養護施設実習の意義や目的を理解し、実習に向けた目的意識を高め、課題を持って実習に取り組めるようにする。また、実習記録や指導案の考え方、教材の準備や実技等を円滑に進めるための知識や技術を習得することを目的とする。	1通	60	2			○		○	○	○	
○			保育実習Ⅲ	障害児入所施設・障害者支援施設または児童発達支援センターにおける80時間の学外実習。対象児・者と養護内容の実際、施設の機能、保育士の職務内容と役割などを理解するとともに、児童観・障がい者観の確立を図り、障がいのある人への対応の仕方を習得する。	2前	80	2			○		○	○		○
○			保育実習指導Ⅲ	学外実習の準備と知的障がい児・者への理解を深める。学外実習に向けた講義のほか、書類作成など短時間に多くの内容を集中して行う。	2前	30	1			○	○		○		

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
本学院に2年以上在学し、1700時間以上を受講し、かつ次の履修方法に基づき62単位以上習得した者。 履修方法は、教養科目8単位以上、および教育職員免許法及び同法施行規則に規定する教科目及び単位を修得しなければならない。		1 学年の学期区分	2 期
		1 学期の授業期間	17週

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。